

2012年12月19日 全13頁

CCP 向けエクスポージャーの資本賦課

【金融庁告示改正】バーゼルⅢの「ラスト・ピース」が法制化へ

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2012年12月7日、金融庁は、バーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制）に関して、国際統一基準行を対象として、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示の一部改正（改正告示）を公表している。
- 改正告示は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2012年7月25日、バーゼルⅢのなかで唯一最終化されていなかった、銀行の清算機関（CCP）向けエクスポージャーに対する資本賦課に関する暫定規則を公表したことを踏まえたものである。
- 改正告示は、（バーゼルⅢを踏まえて2012年3月30日に公布された告示（の改正）やそれに付随するQ&A・監督指針等と同様に、）2013年3月31日から適用される。
- CCP向けエクスポージャーについては、現行規制上、一般的にエクスポージャー額を「ゼロ」とする取扱いが認められている。現行の取扱いの見直しの背景には、適格なCCPを通じたOTCデリバティブ取引の決済を促進する必要性がある。
- これを実現すべく、改正告示は、CCPに取引を集中させることにより生じ得る潜在的なシステムック・リスクにかんがみ、エクスポージャー額「ゼロ」を認めるための要件を厳格化しつつも、一定の要件を充足するCCP向けエクスポージャーに対する資本賦課を本則よりも緩和している。
- 適用が開始される2013年3月末に向けて、対象となる国際統一基準行としては、CCPの適格性の有無、CCP向けエクスポージャーの洗い出しが急務となろう。
- 特に、清算基金の信用リスク・アセット額の算出にあたってリスク感応的な手法を採用する場合は、取引があるCCPと協議のうえ、入念な準備を進める必要が生じよう。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 現行の取扱いと見直しの背景	3
■ 3. CCP向けエクスポージャーに対する資本賦課	3
■ 4. 直接清算参加者の間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出方法の特例	11
■ 5. 現行の取扱いの維持	12
■ 6. おわりに	13

1. はじめに

2012年12月7日、金融庁は、バーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制）に関して、国際統一基準行を対象として、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）に係る「告示」¹の一部改正（以下、「改正告示」）を公表している²。

改正告示は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS: Basel Committee on Banking Supervision）が、2012年7月25日、バーゼルⅢのなかで唯一最終化されていなかった、銀行の清算機関（CCP: Central Counterparty）向けエクスポージャーに対する資本賦課に関する暫定規則（以下、「BCBS暫定規則」）を公表³したことを踏まえたものである。

改正告示は、（バーゼルⅢを踏まえて2012年3月30日に公布された告示（の改正）やそれに付随するQ&A・監督指針等⁴と同様に、）2013年3月31日から適用される。

本稿では、改正告示の内容を簡潔に説明する（注）。

¹ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

² 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html>）（同サイトに「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」も掲載）

³ BCBSウェブサイト参照（<http://www.bis.org/press/p120725a.htm>）

⁴ バーゼルⅢに関連する国内規制の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

- ◆ 「『第2の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091403financial.html>）
- ◆ 「評価損を自己資本に反映しない特例の復活（国内基準）」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091402financial.html>）
- ◆ 「早期是正措置の区分、バーゼルⅢに合わせて見直しへ」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091401financial.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/12082701securities.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月25日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12042501financial.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier 1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月19日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12041901financial.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier 1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月12日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12041201financial.html>）

(注) 本稿は、大和総研レポート「CCP向けエクスポージャーの資本賦課（案）」（鈴木利光）[2012年11月5日] (<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12110501financial.html>) を、改正告示の公表に応じてアップデートしたものである点に留意されたい。

2. 現行の取扱いと見直しの背景

(1) 現行の取扱い

CCP 向けエクスポージャーについては、現行規制上、一般的に（当該エクスポージャーが日々の値洗いにより担保でカバーされている場合に限り、）エクスポージャー額を「ゼロ」とする取扱いが認められている（現行告示第10条第3項等参照）。

(2) 見直しの背景

現行の取扱いの見直しの背景には、（CCPに取引を集中させることにより生じ得る潜在的なシステミック・リスクにかんがみ、エクスポージャー額「ゼロ」を認めるための要件を厳格化しつつも、一定の要件を充足するCCP向けエクスポージャーに対する資本賦課を本則よりも緩和することで、）CCPを通じた店頭（OTC）デリバティブ取引の決済（清算集中）を促進する必要性がある⁵。

3. CCP 向けエクスポージャーに対する資本賦課

(1) イメージ図

改正告示が定める CCP 向けエクスポージャーに対する資本賦課は、（当然のことながら、）BCBS 暫定規則を踏襲したものとなっている。

これをイメージ図で表すと、図表1のようになる。

⁵ G20 ピッツバーグ・サミット（2009年9月）のコミットメントにかんがみ、我が国では、標準化されたOTCデリバティブ取引（インデックスCDS等）の清算集中が法制化されており、2012年11月1日から施行されている（金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html>)）。我が国におけるOTCデリバティブ取引の清算集中の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「店頭デリバティブ取引の清算集中」（横山淳）[2010年5月25日]
(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/10052501securities.html>)


図表 1 CCP 向けエクスポージャーに対する資本賦課

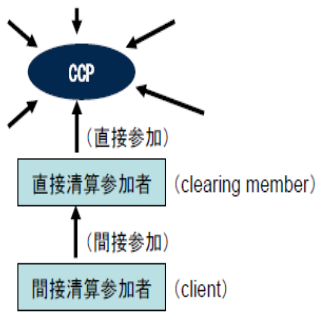
CCP向けエクスポージャー	リスク・ウェイト		適格CCP		不適格CCP
	直接参加	間接参加	要件充足○	要件充足×	
トレード・エクスポージャー	2%	要件充足○	2% or 4% (※1)	相対取引	相対取引
		要件充足×	相対取引		
清算基金 (default funds) (※2)	0% (倒産隔離されている場合)			モデルアプローチ	1250%

(※1) 直接清算参加者および他の(自分以外の)間接清算参加者のダブル・デフォルト時においてのみ損失を免れない場合に4%のリスク・ウェイトを適用

(※2) 直接参加にのみ係る

Method 1とMethod 2のいずれかを選択して信用リスク・アセットの額を算出





Method 1 : リスク・センシティブ手法	ステップ1	全直接清算参加者に対するカウンターパーティー・リスク (CCR) について、当該適格CCPに求められる仮想所要自己資本額を算出
	ステップ2	ステップ1で算出した仮想所要自己資本額を当該適格CCP自身の財務資源や全直接清算参加者の清算基金拠出と比較したうえで、「平均的な直接清算参加者が2つデフォルトし、その拠出した清算基金が使用不可」というシナリオを前提に全直接清算参加者の合計所要自己資本額を算出
	ステップ3	ステップ2で算出した合計所要資本額を、(当該適格CCPのグラニュラリティ (ここでは直接清算参加者の数) および当該適格CCPの集中度 (上位2社のシェア) をも考慮したうえで、) 各直接清算参加者に対し、その清算基金への拠出割合に応じて割り当てる (=各直接清算参加者の所要自己資本額を算出)
Method 2 : 簡便的手法	当該適格CCPに拠出した清算基金の額に1250%のリスク・ウェイトを掛けて算出した額と、当該適格CCPに対するトレード・エクスポージャーの額の20%のいずれか小さい額とする (⇒当該適格CCPに対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額もこれと同額とする)	

(出所) 改正告示、BCBS 暫定規則および「バーゼルⅢにおけるカウンターパーティーリスク取扱いの見直し」(安達ゆり/丹羽文紀、「金融財政事情」2012.2.13) 図表 3 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 用語の定義

続いて、改正告示における用語の定義を紹介するものとする(図表 1 を併せて参照されたい)。

① CCP

CCP (改正告示では「中央清算機関」) とは、次に掲げる者をいう (改正告示第 1 条 7 の 2) 。

- 「金融商品取引法 (中略) 第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者」
- 「商品先物取引法 (中略) 第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者」
- 「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者」

② 適格 CCP

適格CCP（改正告示では「適格中央清算機関」）とは、リスク・センシティブ手法（図表 1 参照）により所要自己資本額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であって、次に掲げる者をいう（改正告示第 1 条 7 の 3）⁶。

- 「金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関」
- 「商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関」
- 「外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者」

本稿では、便宜上、これに該当しない CCP を「不適格 CCP」と表記するものとする。

③ トレード・エクスポージャー

トレード・エクスポージャーとは、「派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう」（改正告示第 1 条 37 の 3）。

これは、デリバティブ取引およびレポ取引の時価（current exposure + potential future exposure）、そしてこれらに関連する担保（当初・変動証拠金）の差入れにより生ずるエクスポージャーと言い換えることが可能である（BCBS 暫定規則参照）。

トレード・エクスポージャーには、次の 3 種類がある。

- a) 直接清算参加者（④参照）の CCP に対するトレード・エクスポージャー
- b) 間接清算参加者（⑤参照）の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャー
- c) 直接清算参加者の間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャー

本稿では、便宜上、a) と b) を「CCP 向けトレード・エクスポージャー」と総称する。このうち、a) が生じるケースを「直接参加」、b) が生じるケースを「間接参加」と表記する。

c) は CCP 向けトレード・エクスポージャーとは厳格に区別される。c) の信用リスク・アセットの額の算出方法については、4. (P11) を参照されたい。

なお、金融庁によると、直接清算参加者が CCP のデフォルトに伴う損失を間接清算参加者に補填する必要がない場合は、トレード・エクスポージャーとして認識する必要はないとされて

⁶ バーゼルⅢを実施していない国の CCP の適格性については、「適格中央清算機関の要件としては、銀行がリスクセンシティブ手法に必要な情報を得られることであり、バーゼル 3 が未実施の国の中央清算機関が一律適格中央清算機関以外の中央清算機関に該当するものではありません」（「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」とされている。

いる（「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」参照）。

④ 直接清算参加者

直接清算参加者とは、「トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう」（改正告示第 1 条 37 の 4）。

BCBS 暫定規則では、“clearing member”と表現されている。

⑤ 間接清算参加者

間接清算参加者とは、「直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう」（改正告示第 1 条 37 の 5）。

BCBS 暫定規則では、“client”と表現されている。

⑥ 清算基金

清算基金とは、「自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう」（改正告示第 1 条 37 の 6）。

BCBS 暫定規則では、“default funds”と表現されている。

本稿で「CCP 向けエクスポージャー」という場合、CCP 向けトレード・エクスポージャー（p. 5 参照）と清算基金を指す。

(3) CCP 向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

CCP 向けエクスポージャーは、自己資本比率の分母のうち、信用リスク・アセットの額に算入しなければならない（改正告示第 48 条第 3 号および第 152 条第 4 号等参照）。

そこで、まず、CCP 向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を簡潔に説明するものとする（図表 1 を併せて参照されたい）。

現行の取扱いでは、前述（p. 3）のとおり、CCP 向けエクスポージャーについては、一般的に（当該エクスポージャーが日々の値洗いにより担保でカバーされている場合に限り、）エクスポージャー額を「ゼロ」とする取扱いが認められている（現行告示第 10 条第 3 項等参照）。

改正告示では、CCP 向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、原則として、信用リスクの標準的手法（告示第 6 章）を準用して算出することとされている（改正告示第 270 条の 7 第 1 項等参照）。

この原則に従い、不適格 CCP 向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額も、信用リスクの標準的手法（告示第 6 章）を準用して算出する。

しかし、適格 CCP 向けトレード・エクスポージャーについては、例外的に、信用リスク・アセットの額の算出にあたって、次のようなリスク・ウェイトの軽減が認められる。

- 直接参加の場合、リスク・ウェイトは 2% に軽減される（改正告示第 270 条の 7 第 2 項第 1 号等参照）。
- 間接参加の場合、直接清算参加者および他の（自分以外の）間接清算参加者がともにデフォルトとなった場合（ダブル・デフォルト時）でも、銀行への損失の発生を防ぐための施策を適格 CCP または直接清算参加者が講じている場合に限り、リスク・ウェイトは 2% に軽減される（改正告示第 270 条の 7 第 2 項第 2 号等参照）。
- 間接参加の場合で、（直接清算参加者または他の間接清算参加者のいずれかがデフォルトとなった場合は損失を免れるが、）ダブル・デフォルト時においてのみ損失を免れない場合には、リスク・ウェイトは 4% となる（改正告示第 270 条の 7 第 3 項等参照）。

なお、CCP 向けトレード・エクスポージャーが倒産隔離されている場合、すなわち、当該エクスポージャーが CCP 以外の第三者において分別管理されており、かつ、CCP の倒産手続に伴う損失の発生を防ぐために必要な施策が講ぜられている場合は、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。すなわち、リスク・ウェイトはゼロである（改正告示第 10 条第 3 項第 2 号および第 44 条第 3 項第 2 号等参照）⁷。

(4) 清算基金の信用リスク・アセットの額

最後に、CCP に預託する清算基金の信用リスク・アセットの額を簡潔に説明する（図表 1 を併せて参照されたい）。

まず、不適格 CCP に預託する清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該不適格 CCP に抛出した清算基金の額に 1250% のリスク・ウェイトを乗じた額とされている（改正告示第 270 条の 9 等参照）。

続いて、適格 CCP に預託する清算基金に対する所要自己資本額の説明に移る。

適格 CCP に預託する清算基金の信用リスク・アセットの額は、「リスク・センシティブ手法」と「簡便的手法」のいずれかを用いて算出する（改正告示第 270 条の 8 第 1 項等参照）。

⁷ 倒産隔離の場合の信用リスク・アセット額の算出免除は、あくまでも CCP 向けトレード・エクスポージャー（具体的には、そのうち担保の差入れにより生ずるもの）に関するものであり、次の (4) で説明する清算基金の信用リスク・アセット額には適用されない点に留意されたい。

① Method 1 : リスク・センシティブ手法

リスク・センシティブ手法とは、図表 2 から図表 6（～図表 8）に掲げる、3つのステップからなる算式群により算出した所要自己資本額（ K_{CM} ）に 12.5 を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう（改正告示第 270 条の 8 第 2 項等参照）。

まず、ステップ 1 として、全直接清算参加者に対するカウンターパーティー・リスク（CCR）について、当該適格 CCP に求められる仮想所要自己資本額（ K_{CCP} ）を算出する（図表 2）。

図表 2 リスク・センシティブ手法：ステップ 1

ステップ1	$K_{CCP} = \sum \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$
-------	---

■ $EBRM_i$ = 当該適格 CCP が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額 + 当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額

■ IM_i = 直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金

■ DF_i = 直接清算参加者 i が拠出した清算基金

（出所）改正告示および BCBS 暫定規則を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ここでいう「適格 CCP が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額」は、「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」（告示第 104 条および第 113 条）とされている（改正告示第 270 条の 8 第 2 項第 2 号等参照）。

この「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」の計算は、デリバティブ取引の場合、カレント・エクスポージャー方式（告示第 79 条の 2）を用いることとされている（改正告示第 270 条の 8 第 2 項第 3 号等参照）。

この場合、法的に有効な相対ネットティング契約下にあるデリバティブ取引については、図表 3 の算式により得られた額（ネットのアドオン）とする（改正告示第 270 条の 8 第 2 項第 4 号等参照）⁸。

図表 3 ネットのアドオン

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

（出所）改正告示

もともと、図表 3 の算式における「ネット再構築コスト／グロス再構築コスト」の計算が不

⁸ 本則の算式は、「0.4×グロスのアドオン+0.6×ネット再構築コスト／グロス再構築コスト×グロスのアドオン」（告示 79 条の 2 第 3 項 2 号。下線は筆者）となっている。

可能な場合は、2013年6月29日までの間に限り、これを「0.30」として算出することが認められる（改正告示附則第3条参照）（図表4）。

図表4 ネットのアドオン：2013年6月29日までの経過措置

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスアドオン} + 0.85 \times 0.30 \times \text{グロスアドオン}$$

（出所）改正告示

続いて、ステップ2として、ステップ1で算出した仮想所要自己資本額を当該適格CCP自身の財務資源や全直接清算参加者の清算基金拠出と比較したうえで、「平均的な直接清算参加者が2つデフォルトし、その拠出した清算基金が使用不可」というシナリオを前提に全直接清算参加者の合計所要自己資本額（ K_{CM}^* ）を算出する（図表5）。

図表5 リスク・センシティブ手法：ステップ2

ステップ2	$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & \text{if } DF' < K_{CCP} \quad (\text{i}) \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \quad (\text{ii}) \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \quad (\text{iii}) \end{cases}$ $DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$ $DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$ $c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP})^{0.33}}; 0.16\% \right\}$
-------	--

■ DF_{CCP} = 当該適格CCPが有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行によりCCPに生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く）に先立ち負担するものの額

（※）「 DF_{CM} 」の定義は図表6（p.10）を参照されたい。

（出所）改正告示およびBCBS暫定規則を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

最後に、ステップ3として、ステップ2で拠出した合計所要自己資本額を、（当該適格CCPのグラニューラリティ（ここでは直接清算参加者の数）および当該適格CCPの集中度（上位2社のシェア）をも考慮したうえで、）各直接清算参加者に対し、その清算基金への拠出割合に応じて割り当てる。すなわち、各直接清算参加者の所要自己資本額（ K_{CM} ）を算出する（図表6）。

図表 6 リスク・センシティブ手法：ステップ 3

ステップ3	$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$ $DF_{CM} = \sum_i DF_i$
-------	--

- DF_{CM} = 各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額
- K_{CM}^* = 当該適格 CCP に係るみなし所要自己資本額
- N = 当該適格 CCP に係る直接清算参加者の数
- DF = 当該適格 CCP に銀行が拠出した清算基金の額
- $A_{Net,i}$ = 直接清算参加者 i に対する $EBRM_i$ の額
- $A_{Net,1}$ = 当該適格 CCP が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額
- $A_{Net,2}$ = 当該適格 CCP が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額
- $\sum_i A_{Net,i}$ = 当該適格 CCP が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額

(出所) 改正告示および BCBS 暫定規則を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ステップ 3 で、各直接清算参加者の所要自己資本額 (K_{CM}) を算出するにあたって、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 (DF_{CM}) がゼロを上回らない場合は、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額を清算基金の額とみなして、所要自己資本の額 (K_{CM}) を算出する (図表 7)。

図表 7 DF_{CM} (図表 6) がゼロを上回らない場合

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

- DF^* = 当該適格 CCP に対する銀行の未拠出の清算基金の額
- DF_i^* = 直接清算参加者 i の未拠出の清算基金の額

(出所) 改正告示

ここで、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額 ($\sum_i DF_i^*$) がゼロを上回らない場合は、各直接清算参加者が拠出した当初証拠金を清算基金の額とみなして、所要自己資本の額 (K_{CM}) を算出する (図表 8)。

図表 8 $\sum_i DF_{*i}$ (図表 7) がゼロを上回らない場合

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{*CM}$$

■IM = 当該適格 CCP に銀行が抛出した当初証拠金の額

(出所) 改正告示

② Method 2 : 簡便的手法

簡便的手法とは、図表 9 の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう（改正告示第 270 条の 8 第 3 項等参照）。

図表 9 簡便的手法

$$\text{Min} \left\{ (2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE \right\}$$

■TE = 当該適格 CCP に対するトレード・エクスポージャーの額

■DF = 当該適格 CCP に銀行が抛出した清算基金の額

(出所) 改正告示

この手法は、言うなれば、当該適格 CCP に抛出した清算基金の信用リスク・アセットの額を、当該適格 CCP に抛出した清算基金に 1250% のリスク・ウェイトを掛けたものとする一方で、当該適格 CCP に対するトレード・エクスポージャーの額の 20% を上限（キャップ）とするものである。

また、この手法を採用する場合、当該 CCP に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額もまた図表 9 の算式により算出された額となることから、別途これを算出することを要しない。

4. 直接清算参加者の間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(1) 標準的手法採用行

改正告示により、標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格 CCP 向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式

により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことが認められている。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{(T_m/10)}$$

- RWA* = この特例を適用した後の信用リスク・アセットの額
- RWA = (この特例を適用せずに) 本則の規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額
- T_m = リスクのマージン期間 (告示第 79 条の 4 第 7 項参照。同条項第 1 号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は、5 営業日とすることができる)

(2) 内部格付手法採用行

改正告示により、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格 CCP 向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの額 (EAD) を算出する場合であって、当該 EAD の算出にあたって期待エクスポージャー方式を用いていない場合は、本則の規定 (告示第 157 条第 1 項から第 5 項) により算出した EAD (当該エクスポージャーに係るものに限る) に次の掛け目を乗じた額を、当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることが認められている。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

- T_m = リスクのマージン期間 (告示第 157 条第 5 項が準用する告示第 79 条の 4 第 7 項参照。この場合、告示第 79 条の 4 第 7 項第 1 号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は、5 営業日とすることができる)

5. 現行の取扱いの維持

次に掲げるものについては、従来どおり、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない (改正告示第 10 条第 3 項第 1 号・第 3 号等参照)。

- 信用取引 (その他これに類する海外の取引) および現物・直物取引により生ずる CCP 向けエクスポージャー (または間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャー)
- 預託金または担保の差入れにより生ずる「資金清算機関等」 (「資金決済に関する法律」第 2 条第 6 項) 向けエクスポージャー

上記「資金清算機関」に該当する先としては、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが想定されている（「バーゼルⅡに関する Q&A」第 10 条-Q1 参照）。

また、先物取引（例えば株価指数先物取引）は、「先物資産購入」（告示第 78 条第 2 項第 2 号）に該当することから、従来どおり、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要がある（「バーゼルⅡに関する Q&A」第 78 条-Q10 参照）。これは、当該取引の相手方が（改正告示第 10 条第 3 項に規定する）CCP に該当する場合であっても同様である点に留意されたい⁹。

6. おわりに

以上が、改正告示の概要である。適用が開始される 2013 年 3 月末に向けて、対象となる国際統一基準行としては、CCP の適格性の有無、CCP 向けエクスポージャーの洗い出しが急務となろう。

特に、清算基金についてリスク・センシティブ手法を採用する場合は、取引がある適格 CCP と協議のうえ、入念な準備を進める必要が生じよう。

以上

⁹ 株価指数先物取引の相手方が CCP に該当する場合は、その CCP 向けトレード・エクスポージャーが倒産隔離されている場合に限り、当該取引の相手方（すなわち当該 CCP）の信用リスク・アセットの額を算出することは要しないという取扱いになるものと思われる（「バーゼルⅡに関する Q&A」第 78 条-Q10 および改正告示 10 条 3 項 2 号等参照）。